

独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について

平成15年12月19日
閣議決定

独立行政法人、特殊法人及び認可法人（日本放送協会、日本赤十字社、特殊会社、士業団体、事業者団体中央会を除く。以下同じ。）の役員の退職金については、以下によるものとする。

1 独立行政法人

- (1) 各府省は、所管の独立行政法人に対し、役員の退職金の支給率に関して、平成16年以降の在職期間については、1月につき俸給月額 $12.5 / 100$ を基準とし、これに各府省の独立行政法人評価委員会が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとするよう要請する。
- (2) 独立行政法人評価委員会は、上記(1)の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する。この場合、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会は、独立行政法人評価委員会に対し、意見を述べることができる。
独立行政法人評価委員会は、業績勘案率が1.5を超え、又は0.5を下回る場合には、速やかに各主務大臣に通知する。主務大臣は、通知があったときは、内閣官房長官に報告する。
- (3) 独立行政法人及び主務大臣は、各役員の退職金の支給額について、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成15年9月16日閣議決定）の4に基づき、決定に至った事由とともに公表する。

2 特殊法人及び認可法人

- (1) 役員の退職金の支給率に関して、平成16年以降の在職期間については、1月につき俸給月額 $12.5 / 100$ を基準とし、これに各法人が委嘱する外部の専門家又は設置する委員会（以下「委員会等」という。）が0.0から2.0の範囲内で業績に応じて決定する業績勘案率を乗じたものとする。
- (2) 各法人は、上記(1)による委員会等の業績勘案率の決定に当たり、あらかじめ所管大臣に通知することとする。各所管大臣は、業績勘案率が1.5を超え、又は0.5を下回る場合には、速やかに内閣官房長官に報告する。
- (3) 役員の退職金に関して独立行政法人と同様の制度が採用されている法人については、上記独立行政法人の例によるものとする。
- (4) 各役員の退職金の支給額については、上記1(3)に準じて、公表する。

独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金の見直しについて

1 見直しの趣旨

特殊法人等の役員の退職金は民間の役員の退職金の水準を勘案して定めており、独立行政法人についてもそれに合わせた水準としている法人が多数。

現在、独立行政法人・特殊法人等ともに、一度退職して退職金を得た者がさらに役員に就任し、退職後相当の退職金を得ることに引き続き議論があるところ。

このため、これらの法人が公共性の高い業務を担うものであることに着目し、役員の退職金の基礎水準を国家公務員並とするとともに、法人の運営実績を退職金に反映させるよう仕組みを見直し、法人運営に対する国民の信頼の確保を図る。

2 退職金の現状

(独立行政法人)

$$\text{報酬月額} \times 0.28 \times \text{在任月数} \times (\text{業績勘案率})$$

(注)・各法人が任意に基準を決定し得るが、事実上特殊法人並みの 0.28 とする法人が多い(一部業績に応じ上下 10%の幅を設けているところもある。)

(特殊法人、認可法人)

$$\text{報酬月額} \times 0.28 \times \text{在任月数}$$

(注)・閣議決定によって決定

3 今回の見直しの内容

(算定方法)

$$\text{報酬月額} \times 0.125 \times \text{在任月数} \times \text{業績勘案率 (0.0~2.0 の範囲内で評価委員会等が定める率)}$$

基礎水準を国家公務員並に引き下げた上で、法人の運営実績等をより適切に反映し得る仕組みとする。

(業績勘案率の適正性の確保)

ア 基礎となる業績勘案率は、1.0である旨徹底。

イ 業績勘案率の査定は、独立行政法人評価委員会等の第三者的な機関が行う(注)。

また、1.5を超え又は0.5を下回る査定については、内閣官房長官へ報告を行う。

ウ 各役員に支給される退職金の額については、決定した業績勘案率についての理由とともに事後的に公表。

(注) 独立行政法人評価委員会が行った査定については、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会により、ダブルチェック。

4 実施時期

16年1月以降の役員在職期間について適用。

独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金の見直しについて

1 最近における役員の退職金見直しの経緯

ア 14年3月まで

俸給月額 × 0.36 × 在職月数



イ 14年4月～現在まで

俸給月額 × 0.28 × 在職月数



ウ 16年1月以降（今回の見直し後）

俸給月額 × 0.125 × 在職月数 × 業績勘案率（0.0～2.0の範囲内で、評価委員会等が決定）

14年3月までの水準に比べて約3分の1（通常の業績を挙げた場合）

2 具体的な退職金の額のイメージ（業績勘案率が1.0の場合）

A 独立行政法人

ア 理事長（任期4年を勤めた場合）

< 14年3月まで >	< 現在 >	< 見直し後 >
1771万円	1332万円	595万円

イ 理事（任期2年を2期、計4年勤めた場合）

< 14年3月まで >	< 現在 >	< 見直し後 >
1509万円	1133万円	506万円

B 特殊法人

ア 総裁（任期4年を勤めた場合）

2326万円	1749万円	781万円
--------	--------	-------

イ 理事（任期2年を2期、計4年勤めた場合）

1787万円	1343万円	599万円
--------	--------	-------